

# 第 1 章

総

則



# 第1章 総 則

## 第1節 目 的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条の規定に基づくもので、特定地方行政機関、特定地方行政機関以外の地方行政機関（災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方行政機関をいう。以下同じ。）、自衛隊、宮城県、宮城県警察本部、仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、関係公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）及び特定事業者が、関係法令及びこの計画の定めるところにより、「石油コンビナート等特別防災区域」（以下「特別防災区域」という。）に係る災害の発生及び拡大の防止の措置を実施し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 基本方針

防災関係機関及び特定事業者は、その果すべき責務を十分認識し、平素から防災体制の整備と災害発生の防止に万全の措置を講ずるとともに、緊急時には、相互に協力し、総力を挙げて被害の軽減と災害の復旧に努めるものとする。

## 第3節 特別防災区域の現況

特別防災区域およびその隣接地区の現況は、次のとおりである。

### 1. 特別防災区域

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号、昭和54年政令第264号、昭和59年政令第71号、昭和62年政令第77号、平成2年政令第204号改正）により指定された区域は次のとおりである。（別図1～3を参照）

#### (1) 仙台地区

宮城県仙台市宮城野区港一丁目、港二丁目及び港五丁目の区域、同区港四丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

宮城県多賀城市大代一丁目、大代六丁目及び栄二丁目から栄四丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域

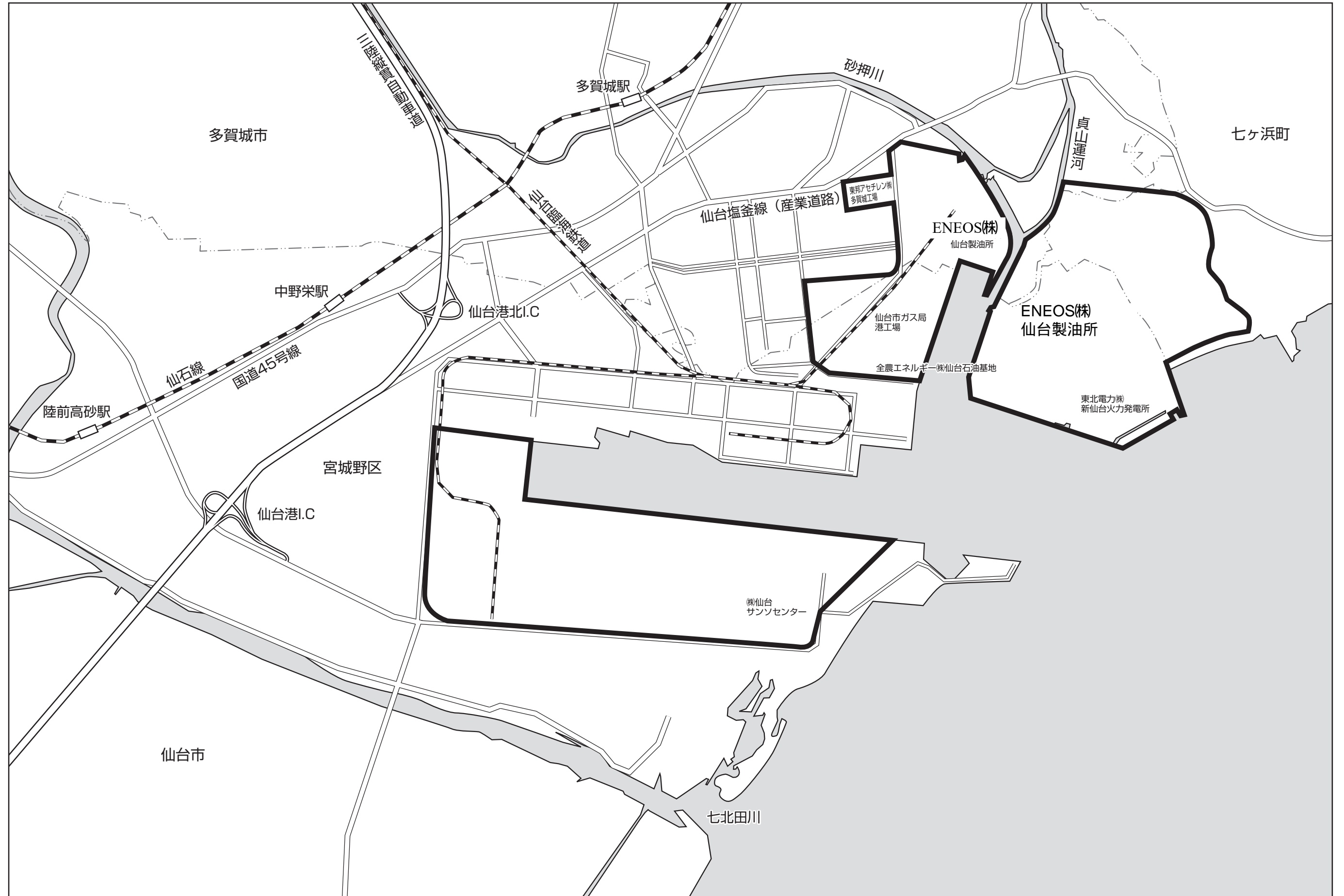
宮城県宮城郡七ヶ浜町湊浜字砂山、字正監、字上ノ流、字深川、字道前、字船戸、字沼前、字北ノ切、字辨天及び字砂場区域のうち主務大臣の定める区域

#### (2) 塩釜地区

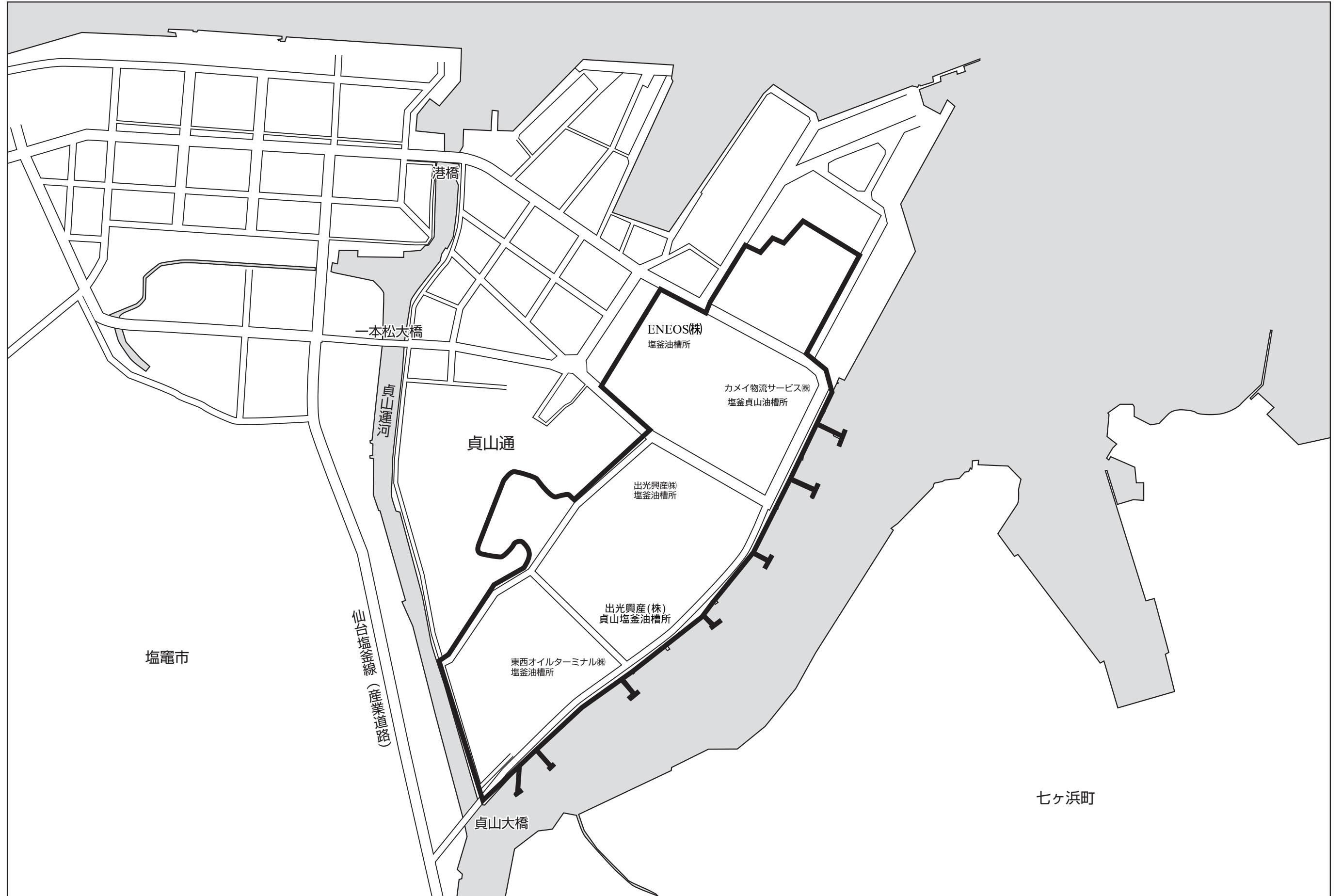
宮城県塩竈市貞山通一丁目から貞山通三丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域



別図2 仙台地区特別防災区域



別図3 塩釜地区特別防災区域



## 2. 特別防災区域の現況

### (1) 仙台地区

#### ア 位置等

この地区は、仙台市の市街地から東へ約10kmの臨海部に位置し、掘込型港湾仙台港の背後地のうち、公共ふ頭背後地を除く港湾関連用地及び工業用地等を主体とする区域で、仙台市宮城野区港一丁目・二丁目・四丁目・五丁目、多賀城市大代一丁目・六丁目・栄二丁目・三丁目・四丁目及び七ヶ浜町湊浜の2市1町にまたがる4,598,177㎡である。

地区は、北航路と砂押川で東西に隔てる区域と、これらの区域を中央航路と公共ふ頭背後地で隔てる区域の3つのブロックに分けられる。

#### イ 人口及び世帯数（令和6年1月1日現在）

##### (ア) 特別防災区域

従業員数1,771人（仙台地区共同防災運営協議会構成事業所分のみ）

##### (イ) 隣接地区

###### a 仙台市

地区名	世帯数	人口
蒲生一丁目	31世帯	41人
蒲生二丁目	1世帯	1人
蒲生三丁目	1世帯	2人
蒲生五丁目	10世帯	15人
蒲生字地区	821世帯	1,957人
中野一丁目	313世帯	720人
中野二丁目	234世帯	546人
中野三丁目	5世帯	5人
中野四丁目	3世帯	3人
中野五丁目	38世帯	43人
中野字地区	588世帯	1,106人
計	2,045世帯	4,439人

###### b 多賀城市

地区名	世帯数	人口
大代東	392世帯	981人
大代中	393世帯	910人
大代西	338世帯	687人
大代北	122世帯	276人
大代南	680世帯	1,519人
計	1,925世帯	4,373人
桜木東	355世帯	750人
桜木中	385世帯	713人
桜木南	590世帯	1,175人
桜木北	1,084世帯	2,186人
計	2,414世帯	4,826人

合計	4,339 世帯	9,199 人
c 七ヶ浜町		
地区名	世帯数	人口
湊 浜	215 世帯	550 人
松 ケ 浜	657 世帯	1,638 人
計	872 世帯	2,188 人

ウ 気象等

(ア) 概 況

a 位 置

本県は、東北地方の東南部に位置し、東は太平洋に面し、西は秋田県・山形県の 2 県に南は福島県、北は岩手県にそれぞれ隣接している。

b 季 節

春はフェーン現象により空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象状況となることがあり、夏から秋は台風や前線の影響により大雨となることがある。冬は西よりの風が強く吹き、平野は晴れて乾燥した日が続くが、本州の南岸を通る低気圧などにより大雪となることがある。

c 気象災害

台風や低気圧による風水害が多く発生するが、近年社会環境の変化等により災害も多様化の方向に進んでいる。

d 地震等に対する対策

過去の経験から、地震災害に万全の対策を講ずる必要があり、特に急速に伸びた開発地域などにおいては、十分な配慮が必要である。

特に、著しい高潮や大津波が発生した場合は、経験したことがないような大災害がおこる可能性があり、そのうえ二次災害も加わるので、これに対しても十分な対策を考える必要がある。

(イ) 降水量，風速，積雪等

観測場所：仙台管区気象台

順位	日降水量(mm)	年 月 日	日最大1時間降水量(mm)	年 月 日	月最深積雪(cm)	年 月 日
1	312.7	昭和 23. 9. 16	94.3	昭和 23. 9. 16	41	昭和 11. 2. 9
2	303.5	令和 元. 10. 12	72.0	平成 2. 9. 20	37	〃 7. 2. 26
3	296.0	昭和 61. 8. 5	67.0	昭和 25. 7. 19	35	平成 26. 2. 9
4	270.4	昭和 19. 9. 12	66.0	〃 19. 9. 12	34	昭和 51. 12. 25
5	235.0	平成 23. 9. 21	63.5	令和 元. 10. 12	34	〃 49. 1. 22
統計期間	大正 15 年 10 月～令和 5 年 12 月 (1926～2023)		昭和 12 年 1 月～令和 5 年 12 月 (1937～2023)		大正 15 年 10 月～令和 5 年 12 月 (1926～2023)	

順位	日最大風速・風向 (m/s)	年 月 日	日最大瞬間風速・風向 (m/s)	年 月 日
1	西北西 24.0	平成 9. 3. 11	西北西 41.2	平成 9. 3. 11
2	南南東 23.0	〃 30. 10. 1	西北西 38.7	昭和 62. 11. 24



3	西南西 21.7	昭和 32. 12. 13	南 東 37.0	平成 30. 10. 1
4	西 21.6	〃 62. 3. 25	西北西 36.7	昭和 62. 3. 25
5	西北西 21.4	〃 30. 3. 18	西北西 35.9	平成 17. 4. 8
統計期間	大正 15 年 10 月～令和 5 年 12 月 (1926～2023)		昭和 12 年 1 月～令和 5 年 12 月 (1937～2023)	

出典：気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

(ウ) 宮城県における台風による高潮被害 (大正 2 年～令和 6 年 1 月 1 日)

年月日	台風名	観測場所	高潮
大正 2. 8. 27		石巻 (湊量水標)	東京湾平均海面上 272 cm
大正 6. 10. 1		〃	〃 176 cm
昭和 7. 11. 15		〃	〃 134 cm
昭和 9. 9. 21		〃	〃 148 cm
昭和 12. 9. 11		〃	〃 117 cm
昭和 13. 6. 30		〃	〃 119 cm
昭和 16. 7. 23		〃	〃 104 cm
昭和 18. 10. 3		〃	〃 183 cm
昭和 25. 10. 31	第 37 号	鮎川	偏差 +31 cm
昭和 26. 10. 15	第 15 号	鮎川	〃 +47 cm
		女川	〃 +43 cm
昭和 28. 9. 26	第 13 号	鮎川	〃 +26 cm
		石巻 (門脇量水標)	東京湾平均海面上 113 cm
	第 15 号	鮎川	偏差 +30 cm
昭和 29. 9. 26	洞爺丸台風	石巻 (門脇量水標)	東京湾平均海面上 113 cm
	第 21 号	鮎川	偏差 +30 cm
昭和 33. 9. 18	第 22 号	鮎川	〃 +30 cm
昭和 33. 9. 27	狩野川台風		
	第 15 号	鮎川	偏差 +33 cm
	伊勢湾台風		
昭和 34. 9. 27	第 18 号	鮎川	偏差 +24 cm
昭和 36. 9. 16	第 2 室戸台風		
昭和 54. 10. 19	第 20 号	鮎川	偏差 +44 cm
昭和 56. 10. 23	第 24 号	鮎川	偏差 +24 cm
平成 18. 9. 5	第 12 号	鮎川	偏差 +19 cm
平成 21. 10. 8	第 18 号	鮎川	偏差 +51 cm
平成 28. 8. 30	第 10 号	鮎川	偏差 +76 cm

(エ) 仙台市における震度 4 以上の地震 (昭和 2 年～令和 5 年 12 月 31 日)

観測場所：仙台管区気象台

年月日	発震時	震度	震央地名	北緯	東経
昭和 2. 1. 18	06:58	4	宮 城 県 沖	38° 09'	141° 57'
2. 8. 6	06:12	4	人	37° 54'	142° 10'
8. 3. 3	02:30	5	三 陸 沖	39° 07'	145° 07'
8. 6. 19	06:37	4	宮 城 県 沖	38° 06'	142° 19'
11. 11. 3	05:45	5	人	38° 15'	142° 03'
12. 7. 27	04:56	4	人	38° 07'	142° 00'
13. 5. 23	16:18	4	茨 城 県 沖	36° 34'	141° 19'
13. 11. 5	17:43	5	福 島 県 沖	36° 55'	141° 55'
13. 11. 5	19:50	5	人	37° 25'	141° 28'
13. 11. 6	17:53	4	人	37° 22'	141° 53'
17. 2. 21	16:07	4	人	37° 42'	141° 50'
28. 11. 26	02:48	4	関 東 東 方 沖	34° 09'	141° 24'
34. 1. 22	14:10	4	福 島 県 沖	37° 32'	142° 12'
34. 1. 24	14:08	4	人	37° 19'	141° 16'
35. 11. 26	06:54	4	宮 城 県 南 部	38° 07'	140° 53'
37. 4. 12	09:52	4	三 陸 沖	38° 00'	142° 45'
37. 4. 30	11:26	4	宮 城 県 北 部	38° 44'	141° 08'
38. 8. 15	15:11	4	福 島 県 沖	37° 40'	141° 51'

	39.	6.	16	13:01	5	新潟県下越沖	38° 22'	139° 12'
	42.	1.	17	20:59	4	宮城県沖	38° 14'	142° 08'
	43.	6.	12	22:41	4	三陸沖	39° 23'	143° 04'
	45.	9.	14	18:44	4	宮城県沖	38° 42'	142° 16'
	52.	6.	8	23:25	4	人	38° 28'	141° 40'
	53.	2.	20	13:36	4	人	38° 45'	142° 12'
	53.	6.	12	17:14	5	人	38° 09'	142° 10'
	56.	1.	19	03:17	4	三陸沖	38° 36'	142° 58'
	62.	1.	9	15:14	4	岩手県沿岸北部	39° 50'	141° 46'
	62.	2.	6	22:16	4	福島県沖	36° 57'	141° 53'
	62.	4.	7	09:40	4	人	37° 18'	141° 51'
平成	5.	11.	27	15:11	4	宮城県北部	38° 35'	141° 20'
	8.	2.	17	00:22	4	福島県沖	37° 18'	142° 32'
	10.	9.	15	16:24	4	宮城県中部	38° 16'	140° 45'
	13.	12.	2	22:01	4	岩手県内陸南部	39° 23'	141° 15'
	15.	5.	26	18:24	4	宮城県沖	38° 49'	141° 39'
	15.	7.	26	07:13	4	宮城県中部	38° 24'	141° 10'
	17.	8.	16	11:46	5弱	宮城県沖	38° 08'	142° 16'
	20.	6.	14	08:43	5弱	岩手県内陸南部	39° 01'	140° 52'
	20.	7.	24	00:26	4	岩手県沿岸北部	39° 43'	141° 38'
	22.	6.	13	12:32	4	福島県沖	37° 23'	141° 47'
	23.	3.	11	14:46	6弱	三陸沖	38° 06'	142° 51'
	23.	3.	11	14:51	4	福島県沖	37° 18'	142° 14'
	23.	3.	11	16:28	4	岩手県沖	39° 01'	142° 18'
	23.	3.	11	17:31	4	福島県沖	37° 28'	141° 22'
	23.	3.	11	17:40	4	福島県沖	37° 25'	141° 16'
	23.	4.	7	23:32	6弱	宮城県沖	38° 12'	141° 55'
	23.	4.	11	17:16	4	福島県浜通り	36° 56'	140° 40'
	23.	7.	31	03:53	4	福島県沖	36° 54'	141° 13'
	23.	8.	19	14:36	4	福島県沖	37° 38'	141° 47'
	24.	8.	30	04:05	4	宮城県沖	38° 24'	141° 54'
	24.	12.	7	17:18	4	三陸沖	38° 01'	143° 52'
	25.	8.	4	12:28	4	宮城県沖	38° 09'	141° 48'
令和	3.	2.	13	23:07	5強	福島県沖	37° 43'	141° 41'
	3.	2.	20	18:09	5弱	宮城県沖	38° 28'	141° 37'
	3.	5.	1	10:27	4	宮城県沖	38° 10'	141° 44'
	4.	3.	16	23:34	4	福島県沖	37° 41'	141° 36'
	4.	3.	16	23:36	5強	福島県沖	37° 42'	141° 37'

注：震央地名及び経度・緯度は、現在の気象庁資料やHPで公表している表示としています。

(オ) 三陸沿岸で0.5m以上の津波を観測した地震（明治33年～令和5年12月31日）

年月日	震央地名（命名地震等）	津波の概要
明治34. 8. 9	青森県東方沖	鮎川0.5m(全振幅)、宮古約0.6m
昭和8. 3. 3	三陸沖（昭和三陸津波）	塩竈3.0m 鮎川2.4m 綾里村白濱23.0m 田老村田老10.1m(いずれも痕跡高または証言)
昭和13. 11. 5	福島県沖	花淵崎1.13m 鮎川1.04m 小名浜1.07m(いずれも全振幅)
昭和13. 11. 6	福島県沖	鮎川1.24m(全振幅)
昭和13. 11. 7	福島県沖	鮎川1.24m(全振幅)
昭和21. 4. 1	アリューシャン列島	鮎川0.56m(全振幅)
昭和27. 3. 4	十勝沖	八戸2.0m 女川1.1m 石巻0.6m(いずれも全振幅)
昭和27. 11. 5	カムチャッカ半島沖	久慈1.0m 石巻0.92m 小名浜0.84m
昭和33. 11. 7	択捉島南東沖	八戸1.02m 女川0.67m(いずれも全振幅)
昭和35. 5. 23	チリ中部沿岸付近（チリ地震津波）	八戸(5.82m) 宮古1.7m 鮎川(0.61m) 女川(5.04m) 小名浜(3.42m)(いずれも全振幅)
昭和37. 4. 12	三陸沖	鮎川0.55m(全振幅) 女川1m(目測)
昭和38. 10. 13	択捉島南東沖	八戸1.26m 釜石0.65m 大船渡1.18m 気仙沼(港)1.41m(いずれも全振幅)
昭和43. 5. 16	青森県東方沖（1968年十勝沖地震）	八戸2.38m 宮古2.06m 大船渡1.15m 鮎川1.2m
昭和43. 6. 12	三陸沖	鮎川0.5m
昭和44. 8. 12	北海道東方沖	八戸0.55m
昭和48. 6. 17	根室半島南東沖 （1973年6月17日根室半島沖地震）	八戸0.52m

平成 元. 11. 2	三陸沖	宮古 0.53m
平成 6. 10. 4	北海道東方沖 (平成 6 年 (1994 年) 北海道東方沖地震)	八戸 1.49m 宮古 1.03m 大船渡 0.72m 鮎川 0.78m(いずれも全振幅)
平成 6. 12. 28	三陸沖 (平成 6 年 (1994 年) 三陸はるか沖地震)	八戸 0.5m 宮古 0.5m
平成 15. 9. 26	十勝沖 (平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震)	八戸 0.97m 宮古 0.57m
平成 18. 11. 15	千島列島東方	八戸 0.53m
平成 22. 2. 27	チリ中部沿岸	久慈港 1.20m 仙台港 1.06m 八戸 0.84m 石巻市鮎川 0.78m
平成 23. 3. 9	三陸沖	大船渡 0.55m
平成 23. 3. 11	三陸沖 (平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震)	下北 2.79m 八戸 4.20m 以上 宮古 8.50m 以上 大船渡 8.00m 以上 石巻市鮎川 8.60m 以上 相馬 9.30m 以上 いわき市小名浜 3.33m
平成 24. 12. 7	三陸沖	石巻市鮎川 (臨時) 0.98m
平成 26. 4. 2	チリ北部沿岸	久慈港 0.55m
平成 27. 9. 17	チリ中部沿岸	久慈港 0.78m
平成 28. 11. 22	福島県沖	久慈港 0.79m 石巻市鮎川 0.73m 石巻港 0.66m 仙台港 1.44m 相馬 0.83m いわき市小名浜 0.60m

日本被害津波総覧 (第 2 版) 及び気象庁験震時報, 気象庁技術報告, 気象庁地震・火山月報 (防災編) による。

## エ 公共施設の状況

### (7) 道 路

地区への主要なアクセス道路としては, 国道 45 号, 主要地方道仙台塩釜線, 塩釜亘理線, 塩釜七ヶ浜多賀城線等の既設道路のほか, 仙台東部道路, 三陸縦貫自動車道等の高規格幹線道路の整備が進められ, 供用されている。

また, 臨海部では, 北, 中央, 中野, 蒲生幹線等の臨海道路及び企業内の道路が整備されている。

### (イ) 港 湾

仙台港 (仙台塩釜港仙台港区) は, 昭和 42 年に建設が開始され, 昭和 46 年 6 月に第一船が入港し, 同年 7 月開港した。

港湾施設の状況は, 次のとおり。

施 設	名 称	概 要
水 域 施 設	中央航路	水深-14.0m~-22.0m, 延長 8,285m, 幅員 300~500m
	中央航路泊地	水深-9.0m~-17.0m, 面積 125.5ha
	北航路泊地	水深-6.0m~-7.5m, 面積 19.0ha
	北航路船溜	水深-6.0m, 面積 3.0ha
	栄船溜	水深-5m, 面積 5.2ha
	向洋地区船溜	水深-5.6m, 面積 1.6ha
外 郭 施 設	沖防波堤	延長 1,304m
	南防波堤	延長 1,532m
	北防波堤	延長 265m
	新北防波堤	延長 400m
	C防波堤	延長 92m
	栄船溜り防波堤	延長 308m
	向洋防波堤	延長 272m
係 留 施 設	中野埠頭 1 号岸壁	水深-12.0m, 延長 240m, 1 バース
	中野埠頭 2~6 号岸壁	水深-10.0m, 延長 925m, 5 バース
	雷神埠頭 1~2 号岸壁	水深-9.0m, 延長 440m, 2 バース
	高砂埠頭 1 号岸壁	水深-12.0m, 延長 270m, 1 バース
	高砂埠頭 2 号岸壁	水深-14.0m, 延長 330m, 1 バース

	向洋埠頭1号岸壁	水深-12.0m, 延長240m, 1バース
	フェリー埠頭1号岸壁	水深-8.5m, 延長205m, 1バース
	フェリー埠頭2号岸壁	水深-8.0m, 延長205m, 1バース
	高松埠頭岸壁	水深-12.0m, 延長240m, 1バース
	高松埠頭第2岸壁	水深-14.0m, 延長280m, 1バース

(ウ) 鉄 道

仙台臨海鉄道は、JR東北本線陸前山王駅・仙台港駅間4.2kmと仙台港駅・仙台北港駅間1.2km、計5.4kmを敷設し、昭和46年10月に営業を開始した。

引き続き公共ふ頭の建設にあわせ仙台港駅・仙台ふ頭駅間1.6kmが完成し、昭和50年9月から運転されている。

さらに、仙台港駅・仙台西港駅間2.5kmが完成し、昭和58年9月から運転されている。

列車運転回数は、次のとおり。

陸前山王・仙台港駅間	13往復	仙台港・仙台ふ頭駅間	1往復
仙台港・仙台北港駅間	6往復	仙台港・仙台西港駅間	4往復

(エ) 消防水利

地区のうち中央航路の北側地区は、各事業所に石油コンビナート等災害防止法等に基づく消防水利が設けられているが、その他の消防水利としては砂押川、北航路及び中央航路が利用できる。

中央航路の南側地区は、臨海道路の中野幹線に300ミリ地下単口消火栓5箇所、蒲生幹線の地区南側に300ミリ地下単口消火栓6箇所、200ミリ同1箇所、地区東側200ミリ地下単口消火栓1箇所、150ミリ同2箇所設けられており、さらに中央航路が消防水利として利用できる。

(オ) その他の公共施設

上水道、工業用水道、電力及び電話等については、企業立地区域は供用済みであり、その他の地区についても、用地造成と平行して整備が進められている。

オ 事業所の状況

(7) 特定事業所等

(令和6年1月1日現在)

事業所名	所在地	面積 (㎡)		従業員数 (人)	立地年月	特定事業所の種類	電話 (時間外)
		敷地	建物				
E N E O S (株) 仙台製油所	仙台市宮城野区港五丁目1番1号	1,331,005	36,575	411	昭和44.12	第1種	(363)1110 ((363)1119)
全農エネルギー(株) 仙台石油基地	仙台市宮城野区港四丁目12番1号	76,415	1,410	11	昭和60.4	〃	(258)1115 ( 〃 )
東邦アセチレン(株) 多賀城工場	多賀城市栄二丁目4番1号	30,461	6,619	52	昭和34.4	第2種	(366)0911 ( 〃 )
東北電力(株) 新仙台火力発電所	仙台市宮城野区港五丁目2番1号	314,339	13,982	97	昭和44.3	〃	(366)1331 ( 〃 )
(株)仙台センサーセンター	仙台市宮城野区港一丁目6番1号 (JFEスチール(株)棒線事業部仙台製造所内)	13,255	1,200	17	昭和48.6	〃	(258)3791 ((258)3741)
仙台市ガス局 港工場	仙台市宮城野区港四丁目13番1号	97,118	5,317	50	平成9.6	〃	(387)6330 ( 〃 )
東洋製罐(株) 仙台工場	仙台市宮城野区港二丁目4番1号	108,040	53,099	265	昭和55.6		(259)2311 ( 〃 )
JFEスチール(株) 棒線事業部仙台製造所	仙台市宮城野区港一丁目6番1号	624,107	207,953	448	昭和48.3		(258)5511 ((258)5512)

日鉄建材(株) 仙台製造所	仙台市宮城野区港 一丁目3番1号	106,463	30,431	82	昭和 52. 4	(259)0811 ( " )
キリンビール(株) 仙台工場	仙台市宮城野区港 二丁目2番1号	321,573	107,503	280	昭和 58. 4	(259)2321 ( " )
石油資源開発(株) 長岡事業所仙台 ハイライン管理事務所	仙台市宮城野区港 四丁目13番5号	7,680	583	13	平成 8. 3	(254)3175 ( " )
仙台ハ°ワーステーション(株) 仙台パワーステーション	仙台市宮城野区港 1丁目4番1号	124,547	2,303	11	平成 26. 9	(388)8307 (080(5778)6884)

(イ) 石油等貯蔵, 取扱, 処理量等 (特定事業所)

(令和6年1月1日現在)

(事業所名は略称)

事業所名	石油 (kℓ)	高圧ガス (N m <sup>3</sup> )	主要製品
E N E O S (株) 仙台製油所	2,839,598.56	91,656,271	揮発油・ナフサ 2,270,000 kℓ/年 灯油・軽油 2,520,000 kℓ/年 重油 2,190,000 kℓ/年 L P G 840,000 kℓ/年 化学品 420,000 kℓ/年
東北電力(株) 新仙台火力発電所	364	12,000	年間発生電力量 (令和4年度) 5,579,413MW h
全農エネルギー(株) 仙台石油基地	104,637		高揮 29,900 kℓ/年 並揮 258,900 kℓ/年 灯油 227,400 kℓ/年 軽油 162,000 kℓ/年 A重油 38,400 kℓ/年
東邦アセチレン(株)		1,018,800	液化酸素, 窒素, アルゴン 92,928 N m <sup>3</sup> /日
(株) 仙台サンソー センター		7,148,862	ガス酸素 5,000N m <sup>3</sup> /時 液化酸素 4,300N m <sup>3</sup> /時 液体窒素 12,250N m <sup>3</sup> /時 液体アルゴン 180N m <sup>3</sup> /時
仙台市ガス局港工場	1.5		都市ガス 2,869,200N m <sup>3</sup> /日
計	2,953,654.52	99,838,333	

## (ウ) 主要設備施設等（特定事業所）

事業所名	主要設備等	貯蔵設備		消火設備		
		石油	高圧ガス			
ENEOS(株) 仙台製油所	集中合理化装置群 145,000バレル/日 重油間接脱硫装置群 60,000バレル/日 残油流動接触 分解装置群 43,000バレル/日 ガソリン脱硫装置 31,000バレル/日 重油直接脱硫装置群 52,000バレル/日 連続触媒再生式接触 改質装置群 36,000バレル/日 高純度プロピレン精 留装置 5,000バレル/日 原油受入栈橋 226,000DWT (1バース) LPG受入栈橋 60,000DWT (1バース) 出荷栈橋 300DWT～ 5,000DWT (8バース) 陸上出荷設備 タンクローリー, タ ンク車, パイプライ ン等	原油タンク 9基 (計656,590kℓ) 製品半製品 タンク 60基 (計1,445,410kℓ)	LPGタンク 12基 (計29,000m <sup>3</sup> ) 低温LPGタンク 6基 (計195,000t)	屋外消火栓 244箇所 泡消火栓 166箇所 貯水槽 5,000t 1基 エアフォームステーション及び 泡原液タンク 11,000ℓ 1基 10,000ℓ 1基 7,000ℓ 1基 5,000ℓ 2基 4,500ℓ 1基 3,900ℓ 1基 3,600ℓ 1基 3,200ℓ 1基 3,000ℓ 1基 2,000ℓ 1基 1,950ℓ 1基 固定式泡放水砲 2基 固定式放水砲 25基 タンク冷却用散水設備 52基		
東北電力(株) 新仙台火力 発電所	発電機 第3号系列 523,000kW 2基	軽油タンク(200kℓ) 1基	液体アンモニアタ ンク 11m <sup>3</sup> 2基	屋外消火栓 53箇所 屋内消火栓 20箇所 固定型粉末消火設備 8箇所 (5,685kg) 連結送水管(事務棟) 1基 (発電所本館) 1基		
全農 エネルギー(株) 仙台石油基地	石油製品受入出荷栈 橋 100DWT～ 6,000DWT タンカー用バース 陸上出荷設備 タンクローリー	石油製品タンク 9基 (計77,737kℓ)		屋外消火栓 17箇所 屋内消火栓 14箇所 地上水タンク 1,600ℓ 1基 泡原液タンク 7,600ℓ 1基 可搬式放水砲 1基 泡モニター 2基		
東邦 アセチレン(株)	液化酸素, 窒素 アルゴン製造装置		一般高圧ガス貯槽 6基	屋外消火栓 4箇所 貯水槽 154t 1基		

仙台市ガス局 港 工 場	LNG地下式貯槽 1基 LNG気化器 オープンラック式 2基 サブマージド式 1基 球形ガスホルダー 1基 BOG圧縮機 2基 LNG受入設備 1式	付臭剤タンク 1基	LPGタンク 2基 液体窒素タンク 1基	屋外消火栓 42箇所 粉末消火設備 (2,000 kg) 2箇所 CO <sub>2</sub> 消火設備 1箇所 固定式放水銃 4基
株仙台サンソ セ ン タ ー	空気分離装置 原料空気圧縮機 循環窒素圧縮機 中圧膨張タービン 付帯設備 酸素圧縮機 液酸気化圧送設備 酸素ガスホルダー		液体酸素貯槽 5基	屋外消火栓 4箇所
計		83基	39基	

(エ) 専用岸壁

事業所名	名 称	バース数	水 深	延 長	取 扱 品 目	最大けい船能力
E N E O S 株仙台製油所	第 1 棧 橋	1	-17m	135m	原重油・白油	281,050DWT
	LPG受入棧橋	1	-17m	75m	低温LPG・重油	60,000DWT
	第 2 棧 橋	1	-7.5m	40m	黒油・白油	5,000DWT
	第 3 棧 橋	2	-7.5m	138m	人	3,000DWT
	第 4 棧 橋	2	-6.0m	138m	人	3,000DWT
	第 6 棧 橋	1	-6.0m	60m	アスファルト・硫	3,000DWT
	第 7 棧 橋	2	-6.0m	138m	黄 常 温 L P G	3,000DWT
東北電力株 新仙台火力 発 電 所	東 北 電 力 ・ E N E O S 共 同 棧 橋	2	-14.9m	469.5 m	LNG 白油	122,052DWT
JFE スチール株 棒線事業部 仙 台 製 造 所	岸 壁	3	-7.5~-12.0m	520m	原材料・製品	3,000~30,000DWT
全農エネルギー 株 仙 台 石 油 基 地	棧 橋	1	-7.5m	172m	白油・黒油	5,000DWT
仙台市ガス局 港 工 場	L N G 棧 橋	1	-7.5m	261m	L N G	10,084DWT
仙台パワースタ ン株仙台パワ ー ス テ ー シ ョ ン	岸 壁	1	-7.5m	260m	石炭	2,400DWT

## (2) 塩釜地区

### ア 位置等

この地区は、塩竈市の東端に位置し、貞山運河を隔てて七ヶ浜町に隣接する周囲約 4.3 km面積約 750,000 m<sup>2</sup>の島状をなす貞山通地区のうち、貞山運河に面する石油配分基地の区域で面積は 297,000 m<sup>2</sup>である。なお、石油配分基地の区域は、昭和 2 年から 38 年にかけて第 1 期港湾修築工事の一環として埋立造成されたもので、地形は一部段丘を除き平坦地である。

### イ 人口及び世帯数（令和 5 年 12 月 31 日現在）

#### (7) 石油コンビナート等特別防災区域

従業員数 114 人

#### (1) 隣接地区

地区名	世帯数	人口
貞山通地区	243 世帯	350 人
要害地区	197 世帯	646 人
計	440 世帯	996 人

### ウ 公共施設の状況

貞山通地区は、中の島航路に架かる港橋、一本松大橋及び貞山大橋で市街中心地と連絡しており、地区の道路は、塩竈港線、一本松 1 号～4 号及び貞山ふ頭 1 号～5 号線等が整備されている。

地区内には、一般民家をはじめ、港湾合同庁舎、各種官公庁及び十数社の民間企業が所在しており、上水道、工業用水道、電気、電話その他の公共施設は整備されている。

同地区の公共消防水利は、300 ミリ地下単口式 1 箇所、250 ミリ同 3 箇所、200 ミリ同 8 箇所、150 ミリ 17 箇所、100 ミリ同 12 箇所、75 ミリ同 1 箇所の消火栓が設置され、40 トンの防火水槽 2 箇所が設けられており、さらに貞山堀航路、中の島航路が消防水利として活用できる。

また、各事業所に石油コンビナート等災害防止法に基づく消防水利が設置されている。

港湾施設としては、貞山ふ頭をはじめ公共岸壁、専用岸壁、上屋倉庫、荷さばき場が整備されている。港湾施設の状況は次のとおり。



施設	名称	概要
水域施設	外港航路	水深-8.5m~-13.0m, 延長3,010m, 幅員100m
	内港航路	水深-7.0m~-8.5m, 延長1,795m, 幅員100m
	貞山堀航路	水深-5.5m~-7.5m, 延長2,000m, 幅員50m
	中の島航路	水深-1.0m~-1.8m, 延長1,070m, 幅員20m~50m
	東宮航路	水深-5.5m, 延長400m, 幅員100m
	大型船被覆外泊地	水深-5.0m~-13.0m, 面積621.0ha
	大型船被覆内泊地	水深-5.0m~-8.5m, 面積16.5ha
	要害浦大型泊地	水深-5.5m, 面積4.8ha
	要害浦小型泊地	水深-2.0m, 面積0.8ha
	小型船港内泊地	水深-1.0m~-4.5m, 面積41.6ha
係留施設	貞山埠頭1号岸壁	水深-9.0m, 延長161m, 1バース
	貞山埠頭2号岸壁	水深-9.0m, 延長213m, 1バース
	貞山埠頭3・4号栈橋	水深-7.5m, 延長260m, 2バース
	東埠頭岸壁	水深-7.5m, 延長320m, 3バース
	中埠頭東側栈橋	水深-7.5m, 延長130m, 1バース
	中埠頭東側岸壁	水深-4.5m, 延長128m, 2バース
	中埠頭西側栈橋	水深-4.5m, 延長157m, 2バース
	中埠頭港橋前物揚場	水深-4.0m, 延長95m, 1バース
	西埠頭栈橋	水深-4.5m, 延長120m, 2バース
		水深-5.5m, 延長200m, 2バース
	西埠頭浮栈橋	水深-4.0m, 延長215m, 4バース
	千賀の浦観光物揚場	水深-3.0m, 延長263m
	東宮埠頭栈橋	水深-5.5m, 延長180m, 2バース

エ 事業所の状況

(7) 特定事業所等

(令和6年1月1日現在)

事業所名	所在地	面積 (㎡)		従業員数 (人)	立地 年月	特定事 業所の 種類	電話 (時間外)
		敷地	建物				
E N E O S 株 塩釜油槽所	塩竈市貞山通 二丁目8の1	34,453	1,763	14	昭和 31. 7	第1種	(364)9557 ( " )
カメイ物流 サービス株 塩釜貞山油槽所	" 二丁目9の1	56,862	2,590	72	昭和 26. 1	"	(365)1131~4 ( " )
出光興産株 塩釜油槽所	" 三丁目1の11	22,773	1,435	10	昭和 42. 2	"	(362)6321 ( " )
出光興産株 貞山塩釜油槽所	" 三丁目16の2	25,500	1,444	9	昭和 38. 3	"	(362)6371 ( " )
東西オイルターミナル株 塩釜油槽所	" 三丁目29の10	55,527	1,933	9	昭和 39. 5	"	(365)6281 ( " )
計		195,115	9,165	115			

## (イ) 石油等貯蔵, 取扱, 処理量等 (特定事業所)

(令和6年1月1日現在)

事業所名	石油 (kℓ)	高圧ガス (Nm <sup>3</sup> )	貯蔵設備		消火設備
			石油	高圧ガス	
E N E O S (株) 塩釜油槽所	39,342		石油類 14基		消火栓 42箇所 貯水槽 1,100 t 1基 泡原液T/K 2,600ℓ, 2,400ℓ 2,000ℓ, 1,600ℓ 各1基
カメイ物流 サービス(株) 塩釜貞山油槽所	73,398	993,265	" 31基	LPG 11基 (うち2基休止中)	消火栓 43箇所 貯水槽 225 t, 690 t 各1基 400 t, 200 t 各2基 泡原液T/K 3,000ℓ, 2,350ℓ 各1基
出光興産(株) 塩釜油槽所	46,102		" 14基		消火栓 27箇所 貯水槽 1,100 t 各2基 200 t, 1基 泡原液T/K 1,800ℓ, 200ℓ 7,300ℓ 各1基
出光興産(株) 貞山塩釜油槽所	54,845		" 14基		消火栓 10箇所 貯水槽 1,500 t, 800 t, 30 t 各1基 泡原液T/K 4,000ℓ 1,100ℓ 各1基
東西オイルターミナル(株) 塩釜油槽所	54,229		" 26基 アスファルト 4基		消火栓 43箇所 貯水槽 1,100 t, 160 t, 30 t 各1基 泡原液T/K 2,000ℓ 2基 900ℓ 1基
計	267,916	993,265	石油類 99基 アスファルト 4基	LPG 11基 (うち2基休止中)	

## 第4節 防災組織

### 1. 宮城県石油コンビナート等防災本部

防災関係機関等が一体となり、総合的かつ計画的に災害の防止を図るため、石油コンビナート等災害防止法第27条の規定に基づき、関係機関の長等を本部員とする宮城県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を常設機関として県に設置し、事務局を復興・危機管理部消防課に置く。

又、災害が発生した場合には、その規模、態様等の状況により、必要に応じ災害現地に緊急に効果的な総合応急対策を講ずるため、宮城県石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地防災本部」という。）を設置するものとする。

（第4章第4節「現地防災本部の設置及び運営に関する計画」参照）

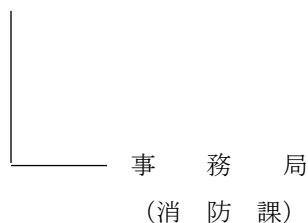
#### (1) 組織

##### ア 防災本部の組織

防災本部は知事を本部長に、本部員（防災関係機関の長又はその指名する職員、及び特定事業所の代表者）、幹事（防災関係機関及び特定事業所の職員）で構成する。

本部長	本部員	幹事
(知事)	(33名)	(37名)

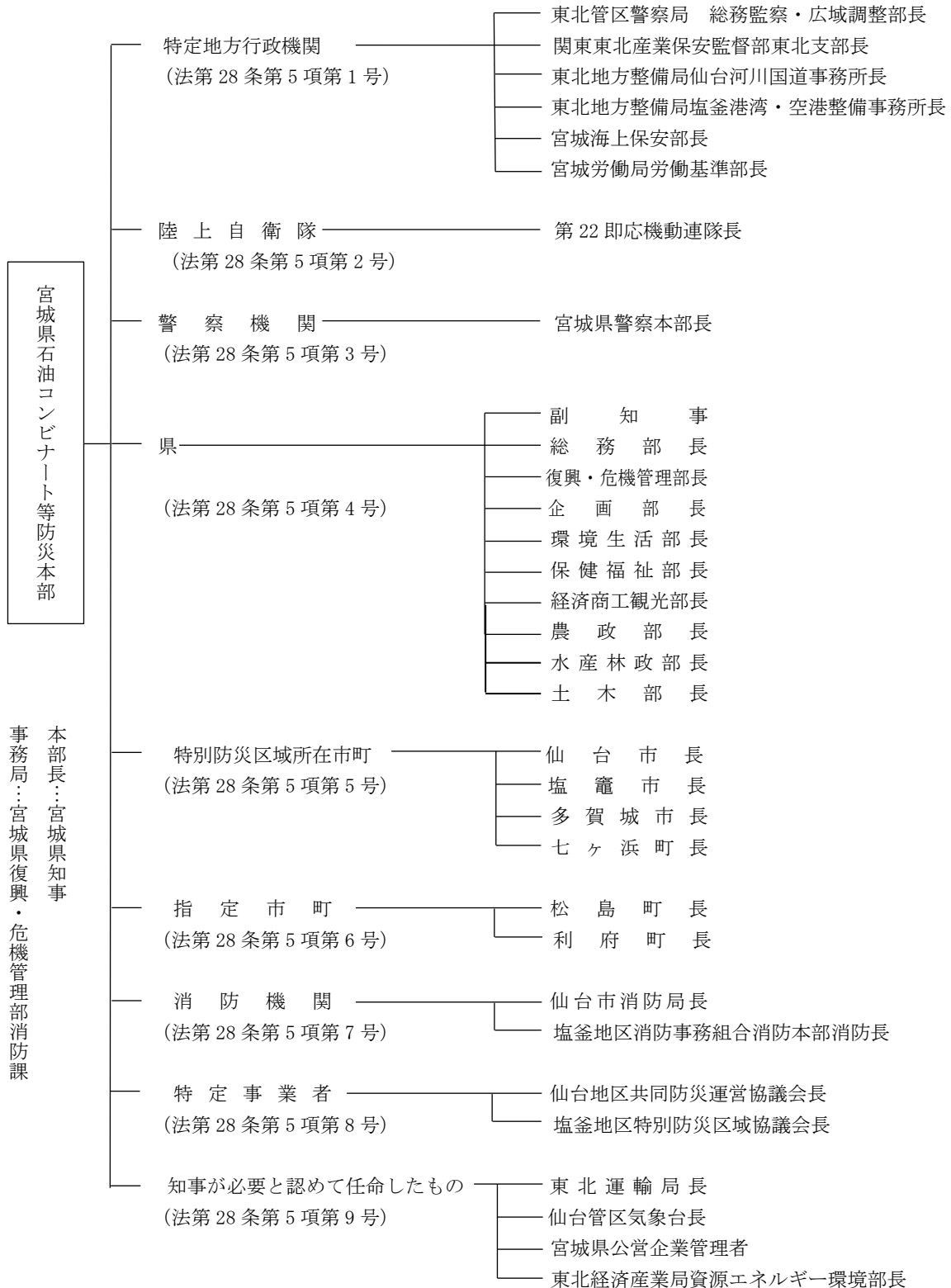
代理者  
(副知事)



##### イ 本部長の代理者

本部長に事故があるときは、副知事はその職務を代理する。

ウ 防災本部員の構成



(2) 業 務

ア 石油コンビナート等防災計画の作成及び実施の推進に関すること。

イ 防災に関する調査研究の推進に関すること。

- ウ 防災に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- エ 災害が発生した場合において、関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整に関すること。
- オ 現地防災本部に対する指示に関すること。
- カ 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）との連絡及び他の都道府県との連絡調整に関すること。
- キ その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施の推進に関すること。

## 2. 石油コンビナート等特別防災区域協議会

特別防災区域に所在する特定事業者は、防災を区域全体の問題として共同で検討し協議するため、石油コンビナート等災害防止法第 22 条の規定に基づき協議会を設置し、次の業務を行うものとする。

- (1) 特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成に関すること。
- (2) 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究に関すること。
- (3) 特定事業所の職員に対する防災教育の共同実施に関すること。
- (4) 共同防災訓練の実施に関すること。
- (5) その他防災体制整備上必要な事項に関すること。

## 第 5 節 処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関及び特定事業者の処理すべき事務又は業務の大綱について定める。

### 1. 特定地方行政機関等

- (1) 東北管区警察局
  - ア 災害状況の把握と報告連絡
  - イ 警察官及び災害関係装備品の受支援調整
  - ウ 関係職員の派遣
  - エ 関係機関との連絡調整
  - オ 津波予警報の伝達
- (2) 関東東北産業保安監督部東北支部
  - ア 特定事業所に対する立入検査
  - イ 高圧ガス施設の保安管理の監督、助言及び事故発生時の調査
  - ウ 電気ガス施設等の保安に関する監督、点検、指示及び助言
- (3) 東北地方整備局仙台河川国道事務所
  - ア 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策（支援）
  - イ 直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施
  - ウ 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施
- (4) 東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所
  - ア 直轄で実施する港湾施設及び海岸保全施設の整備及び災害応急工事の実施

- イ 供用中の港湾施設及び港湾内海岸保全施設の災害情報の収集及び災害応急対策の協力
- (5) 宮城海上保安部
  - ア 災害情報の収集
  - イ 海上における油火災，船舶火災，油流出事故等海上災害防止措置の実施及び指導
  - ウ 海難救助
  - エ 航行船舶の安全確保
  - オ 海上災害に関する教育訓練及び啓蒙
  - カ 海上災害に係る自衛隊の災害派遣要請
- (6) 宮城労働局
  - ア 労働災害防止の監督指導
  - イ 労働安全衛生教育の徹底
- (7) 東北運輸局
  - ア 船舶の保安対策
  - イ 船員の労働災害防止の監督指導
  - ウ 災害時における海上応急輸送
  - エ 災害復旧資材の輸送あっ旋
  - オ 災害時の緊急輸送命令の発動
  - カ 廃油処理施設等の監査指導
- (8) 仙台管区气象台
  - ア 気象，地象，地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
  - イ 気象，地象(地動にあつては，発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表，伝達及び解説
- (9) 陸上自衛隊第 22 即応機動連隊
  - 災害派遣による救援活動
- (10) 仙台空港事務所
  - 特別防災区域上空の飛行規制とその周知徹底
- (11) 東北経済産業局
  - 災害復旧，産業復興に対する支援業務

## 2. 宮 城 県

- (1) 総務部
  - 災害発生時の報道・放送に関する業務
- (2) 復興・危機管理部
  - ア 石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の事務
  - イ 災害情報等の収集伝達
  - ウ 防災資機材の整備
  - エ 関係機関等の連絡調整
  - オ 特定事業所の立入検査及び指導監督並びに消防機関等に対する指導助言
  - カ 応援対策の総合調整
  - キ 自衛隊の災害派遣の要請

ク その他災害の発生及び拡大防止のための措置

(3) 企画部

鉄道に係る被害状況の情報収集

(4) 環境生活部

汚染物質等の発生源に対する監視指導

電力に係る被害状況の情報収集

(5) 保健福祉部

ア 毒物、劇物の安全対策

イ 災害時における医療等保健衛生対策

(6) 経済商工観光部

被災商工業者対策

(7) 農政部

農業者との連絡調整

(8) 水産林政部

災害における水産対策

(9) 土木部

ア 港湾施設等公共土木施設の整備，保全及び応急対策

イ 緑地等の整備及び保全

ウ 防災資機材の整備

エ 特定事業者の港湾施設に対する技術（構造）指導

(10) 企業局

用地及び工業用水道の保全

**3. 宮城県警察本部**

(1) 災害時における警戒警備

(2) 緊急避難時の措置

(3) 交通規制及び交通秩序の確保

**4. 市町（仙台市，塩竈市，多賀城市，七ヶ浜町，塩釜地区消防事務組合）**

(1) 災害情報等の収集伝達

(2) 特定事業者が設置する自衛及び共同防災組織の育成指導

(3) 立入検査，予防査察等の実施

(4) 消防力の充実強化及び資機材の整備

(5) 防災に関する教育訓練の実施及び指導

(6) 地域住民の避難措置

(7) 火災等災害の防御

(8) その他災害の発生及び拡大の防止等のための措置

**5. 関係公共機関，公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（東日本旅客鉄道㈱東北本部，東日本電信電話㈱宮城事業部，日本赤十字社宮城県支部，報道機関，日本通運㈱仙台支店，東北電力㈱宮城支店，仙台臨**



海鉄道(株)、漁業協同組合)

- (1) 鉄道施設の保全及び応急対策
- (2) 電話施設の保全及び応急対策
- (3) 救護体制の整備及び応急対策
- (4) 気象等予警報及び災害情報等の広報
- (5) 応急対策用車両及び船艇の提供協力
- (6) 電力施設の保全及び応急対策
- (7) 石油及び高圧ガスの安全輸送及び応急対策

#### 6. 特定事業者等（特定事業者、特定事業者と共同防災組織を設置している事業者及びその他の事務者）

- (1) 自衛及び共同防災体制の確立
- (2) 自主点検及び保安検査の励行
- (3) 防災教育の徹底及び訓練の実施
- (4) 防災に関する設備、施設及び資機材の整備
- (5) 安全操業の確保及び労働安全の徹底
- (6) 石油及び高圧ガスの安全輸送
- (7) 異常現象時の通報連絡体制の整備
- (8) 従業員の避難措置
- (9) 緊急時の応急措置の徹底
- (10) 火災等災害の防御
- (11) 石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置
- (12) その他災害の発生及び防止等のための措置

## 第6節 防災組織の整備及び防災要員の配置等に関する計画

この計画は、防災関係機関及び特定事業者等の防災に関する組織及び防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置等に関して定める。

### 1. 防災関係機関及び特定事業者等の防災組織

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る災害に対して、円滑かつ効果的な防災活動の実施を確保するため、防災組織を整備し、災害の程度及び災害発生の危険度に応じた職員の動員、配置等をあらかじめ定めておくものとする。

防災組織の整備にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 組織の編成及び所掌業務を明らかにし、常に現状に即したものに維持する。
- (2) 責任体制、指揮命令系統を明確にし、要員を適正に配置する。
- (3) 夜間、休日等の連絡出動体制に留意する。
- (4) 事故災害の態様に応じた応急措置を定めておく。
- (5) 構成員に周知徹底する。

また、災害危険の急迫度に応じた防災要員の動員、配備等を定めるにあたっては、次の事項に留意する。

- (7) 初期体制，全体体制及びその中間的体制等のように災害等の状況に応じた段階的な体制を検討するとともに災害等が長期にわたる場合の措置も考慮する。
- (4) 気象等予警報の発表，災害の発生危険の程度，急迫度並びに災害の種類，規模，発生場所及び影響の程度を考慮する。

## 2. 特定事業者等の共同防災組織

特別防災区域及びこれと密接に関連する地域の特定事業者等は，当該区域に係る災害に対し，共同して対処するため，その協議により，共同防災組織を設置し，共同防災規程を定め，必要な防災要員を置き，防災資機材を備えつけるものとする。

## 3. 広域共同防災組織

直径 34m以上の浮き屋根式タンクを設置する特定事業所は，該当タンクに係る災害に対し，共同して対処するため，その協議により，広域共同防災組織を設置し，広域共同防災規程を定め，必要な防災要員を置き，大容量泡放射システム（※）を備え付けるものとする。

※大容量泡放射システムについて

直径 34m以上の浮き屋根式タンクを有する特定事業所が新たに配備する防災資機材のシステムをいう。システムは，大容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤で構成される。

## 4. その他の防災組織

### (1) 塩釜港タンカー事故等対策推進本部

塩釜港の防災に関係ある機関及び事業所は，塩釜港タンカー事故等推進本部を設置し，連絡協議して，強力かつ効果的な防災対策を推進する。

### (2) 海水油濁処理協力機構仙台支部

石油連盟加盟事業所等は，海水油濁の処理協力規程に基づき，海水油濁処理協力機構仙台支部を設置し，協力して流出油の防除活動を行う。

### (3) 宮城県沿岸排出油等防除協議会

宮城県沿岸海域において，大量の油または有害液体物質が排出され沿岸に漂着若しくは漂着のおそれがある場合の排出油等防除活動について必要な事項を協議し，その実施を推進する。

### (4) 宮城県高圧ガス地域防災協議会

宮城県内における高圧ガスを取り扱う事業所の施設並びに車両による高圧ガスの移動時における災害の発生又は，拡大の防止について必要な事項を協議し，その実施を推進する。